明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働四一）　一

〔告　示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（厚生労働一三一）　二

省　令

○厚生労働省令第四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百九十四号を第二百十号とし、第百八十三号から第百九十三号までを十六号ずつ繰り下げ、第百八十二号を第百九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十八　一―（二―メトキシ―四・五―メチレンジオキシフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第百八十一号を第百九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十六　N―（二―メトキシベンジル）―二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第百八十号を第百九十四号とし、第百三十五号から第百七十九号までを十四号ずつ繰り下げ、第百三十四号を第百四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十八　N―ベンジル―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百三十三号を第百四十六号とし、第百二十二号から第百三十二号までを十三号ずつ繰り下げ、第百二十一号を第百三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十四　一―（四―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第百二十号を第百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十二　［五―（三―フルオロフェニル）―一―ペンチル―一H―ピロール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第百十九号を第百三十号とし、第百号から第百十八号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十九号を第百九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十　四―ヒドロキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

第一条中第九十八号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―五―フェニル―一H―ピロール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第九十七号を第百六号とし、第八十二号から第九十六号までを九号ずつ繰り下げ、第八十一号を第八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十　二―（二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第八十八号を第八十八号とし、第七十五号から第七十九号までを八号ずつ繰り下げ、第七十四号を第八十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十二　一―（三・四―ジメチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類